平成２５年（フ）第１８０号
三重県鈴鹿市中江島町21番10号　ハミングバード２－Ｄ
破産者　大迫　道昭
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４７８号
滋賀県栗東市出庭1726、商業登記簿上の本店所在地京都市中京区西ノ京中御門東町70番地
破産者　株式会社マルテック
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８８号
岡山市北区奉還町２丁目８番14号
破産者　江尻　秀夫
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６３３号
大阪市淀川区西中島６丁目６番９―304号
破産者　梅本　昌利
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６５１号
大阪市西区江之子島１丁目９番２―901号
破産者　宮本　弘一
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７７０号
大阪府柏原市安堂町12番５号
破産者　ナニワ住建こと　井関　　勝（旧姓田中）
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５００号
神戸市灘区土山町７番32―305号
破産者　小林　千純（旧姓堀ノ内）
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０５号
兵庫県川辺郡猪名川町槻並字久保ノ奥20番地
破産者　蔵本　忠男
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２３９号
兵庫県宝塚市鹿塩２丁目８番16号
破産者　塩池　清彦
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第５０７号
奈良県桜井市大字粟原392番地の２
破産者　松尾　行子
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４７９号
北九州市戸畑区夜宮２丁目８番26号
破産者　大田　靖浩
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２８１号
函館市上野町32番７号
破産者　菅原　裕之
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３２７号
相模原市南区相模台１丁目15番５号
破産者　菅沼　伸一
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１３７号
新潟県長岡市李崎町1040番地13
破産者　和田　麻美
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
山梨県笛吹市石和町上平井276番地５
破産者　諸石　　**譲**
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
名古屋市西区花の木３丁目１番２号　クレセール花の木201号
破産者　相羽　徹也
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１３１号
岐阜県可児市緑７丁目20番地
破産者　宮島　捨治
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４３２号
愛知県半田市港本町２丁目33番地の１、前住所愛知県知多郡武豊町字北中根６丁目12番地２
破産者　加藤　理彦
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５１０号
愛知県豊田市小坂本町１丁目15番地８　シティハイツＡＴ701号
破産者　大野真希子
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係